

2022年2月1日

長井記念薬学研究奨励事業 採用者 各位

公益社団法人 日本薬学会

「採用継続および返還猶予継続、採用終了の諸手続について」

I 採用継続の諸手続

2021年度に長井記念薬学研究奨励金を貸与されている方は、2022年度の採用継続のため在学証明書等の提出が必要であり、既に支給した長井記念薬学研究奨励金につきまして、返還猶予中の方は、返還猶予の継続のため在学証明書等の提出が必要です。

必要書類が提出されない場合には、貸与遅延や採用取り消しや全額返還となる場合がありますので、ご注意ください。

また、日本学術振興会特別研究員—DCに採用が内定した方は、長井記念薬学研究奨励支援の採用資格を喪失しますので、必ず日本薬学会事務局学術事業担当まで至急ご連絡ください。

なお、その他奨学金を受給しているもの、また受給予定や申請中のものがある場合には、必ずメール本文に奨学金名と受給金額を明記し、証明書を2022年4月6日（水）までに提出してください。

1. 採用継続手続について

採用を継続するためには、貸与を受ける者としての資格要件を満たしていることを確認する必要があります。確認および事務手続のために必要な書類①～④を2022年4月6日（水）までに提出してください。

提出期限までに必要書類を提出できない場合には、事前に日本薬学会までご連絡ください。

① 在学証明書

貸与を受ける者は「採用時に我が国の4年制博士課程あるいは薬学系大学院博士後期課程に在学している」ことが必要です。その確認のため、在学証明書を提出してください。

在学証明書は、2022年4月1日以降の発行日のもので、(i)氏名、(ii)生年月日、(iii)4年制博士課程あるいは博士後期課程の入学年月(編入学年月)、(iv)公印、(v)在籍年次、(vi)所属教室・指導教員が記載されている必要があります。発行される証明書が上記の必要事項を含んでいない場合には、在学する大学の事務にて、発行済の証明書

に必要事項を加筆・押印（公印・電子印影可）してもらってください。

② 研究報告書

貸与を受ける者は、毎年度末に添付の様式を用い研究報告書を作成し、指導教員の確認を得たうえで提出しなければなりません。研究報告書には研究成果、学会・論文発表リストを記載し、発表論文がある場合にはその別刷を提出しなければなりません。なお、日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行って下さい。発表論文には長井記念薬学研究奨励支援事業への謝辞を掲載して下さい。謝辞の記載については、下記を参照してください。

出産・育児等による採用中断の期間が一年以上になった場合はその旨を連絡してください。

博士論文およびジャーナル等への謝辞の記載について

博士論文およびジャーナル等には長井記念薬学研究奨励支援について謝辞を記載してください。投稿論文について、学位論文の主論文となる可能性がある場合には必ず謝辞の記載をお願いします。

【本事業の和名および英文名】

- ・ 和名 日本薬学会長井記念薬学研究奨励金
- ・ 英名 Nagai Memorial Research Scholarship from the Pharmaceutical Society of Japan

③ （返－１）返還猶予申立書

返還猶予申立書には現職・職務内容・４月以降も使用できる連絡先（E-mail）を記入してください。

④ （返－２）返還猶予申立書の記載事項確認書

返還猶予を継続するためには、貸与を受ける者としての資格要件を満たしていることを確認する必要があります。確認および事務手続のために必要な書類を毎年度末に提出してください。

提出期限までに必要書類を提出できない場合には、事前に日本薬学会までご連絡ください。

2. 変更手続について

採用時に提出した事項に変更がある場合は、必ず、メールにて事前に連絡のうえ、住

所等調書をご提出ください。なお、在籍状況や連絡先の変更、指導教員の変更等がある場合は、指導教員から直接文書にて事務局へご連絡ください（必要に応じ採用者への連絡を指導教員へ行うことがあります）。

II 採用終了手続【博士課程4年あるいは博士後期課程3年を修了する方】

博士課程4年あるいは博士後期課程3年を修了した場合は、原則として修了年度までの貸与となります。学位を取得した場合は、博士論文ならびに学位（博士）取得証明書の提出により貸与された研究奨励金の返還免除の資格が得られます。ただし、学位を取得できなかった場合や博士論文と学位（博士）取得証明書を本学会に提出しなかった場合は、貸与済みの研究奨励金を返還することになりますのでご留意下さい。

返還免除の資格を決定するため、博士論文を**3月22日（火）**までに提出してください。

その他提出資料（要旨、進路アンケート、4月以降連絡先、学位取得証明書、返還免除申請書、返還免除資格申請申立書）については**4月6日（水）**までに提出してください。

期限内に取得できない場合は、必ず事前にご連絡ください。

1. 博士論文および要旨の提出方法について

博士論文および要旨はデジタルデータでご提出いただきます。フォーマット形式はpdfとし、メールあるいはオンラインストレージサービスなど、いずれかの方法で本学会にデータにて提出して下さい。必ず画像などが正確にpdfに変換されているのをご確認下さい。博士論文を一つのpdfファイルにできない場合には、複数のpdfファイルのままでの送付でも結構です。

2. 博士論文およびジャーナル等への謝辞の記載について

博士論文およびジャーナル等には長井記念薬学研究奨励支援について謝辞を記載してください。投稿論文について、学位論文の主論文となる可能性がある場合には必ず謝辞の記載をお願いします。

本事業の和名および英文名

- ・ 和名 日本薬学会長井記念薬学研究奨励金
- ・ 英名 Nagai Memorial Research Scholarship from the Pharmaceutical Society of Japan

3. 博士課程修了後の連絡先について

博士論文提出時に、2022年4月以降の (i)所属機関、(ii)連絡先：住所、電話番号、メールアドレス等をメール本文に明記し、進路アンケートを記入の上ご提出ください。

4. 学位（博士）取得証明書の提出について

学位（博士）取得証明書につきましては、**2022年4月6日（水）**までに提出してください。提出期限までに書類を提出できない場合には、事前に日本薬学会までご連絡ください。

5. 長井記念薬学研究奨励金返還免除申請書の提出について

学位（博士）取得証明書提出時に、併せて添付の長井記念薬学研究奨励金返還免除申請書（指導教員の連絡先・署名記載）を提出してください。申請書には「長井記念薬学研究奨励支援事業への採用が研究活動にいかに関与したかの説明、今後薬学研究者として薬学基礎研究、臨床研究、あるいは実務活動の発展にどのように寄与していく予定であるかの具体的な抱負（800字以内）」と、「大学院在学中の研究成果」と、「日本薬学会主催の学術集会（年会、支部、部会、シンポジウム等）あるいは日本薬学会発行の学術誌での発表を行う」こととなっておりますので、発表履歴を記載してください。

6. 返還免除資格の申請書の提出について

2021年度採用者より、長井記念薬学研究奨励支援事業の採用者は、長井記念薬学研究奨励金返還資格取得後も、返還免除資格申請書を3年間提出していただくため、【(返一5) 返還免除資格申請申立書】が必須となりますので、ご注意ください。

返還免除資格申請書には現職・職務内容・4月以降も使用できる連絡先（E-mail）を記入してください。必要書類が提出されない場合には、全額返還しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

※提出物は全て、データを添付の上メールにてご提出ください。（博士論文および要旨はIIの1参照。）

※PDF提出には各種提出資料ごとのPDFにてご提出ください。

【本件に関する連絡・問合せ・各種提出先】

公益社団法人 日本薬学会 学術課 学術事業担当 gakuji@pharm.or.jp

《本学会会員種別について》

以前ファームパスポート (<http://passport.pharm.or.jp/passport/index.asp>) にご登録いただいている卒業年度が経過しているため、自動的に一般会員へ変更となっている場合がございますので、ファームパスポートにて会員登録状況をご確認のうえ、該当しているかたはご変更をお願いします。

会員状況等の問合せは、会員担当 (kaiin@pharm.or.jp) までご連絡ください。

連絡時には、必ず「長井記念薬学研究奨励支援事業」と「受付番号」を明記してください